

入所選考基準の変更点について（調整指数）

1 現行

| 番号 | 条 件 | 調整指數 |
|----|---|------|
| 1 | 父母が不存在の場合（主たる保育者が祖父母等の場合） | +50 |
| 2 | ひとり親で、同居の親族・その他の人がいない場合 | +45 |
| 3 | ひとり親で、同居の親族・その他の人がいる場合 | +40 |
| 4 | 生活保護受給世帯 | +5 |
| 5 | <u>産休明け、又は育休明け予定者（4月1日入所希望者については1～3月中の復帰者を含む）</u> | +5 |
| 6 | 既に保育所に入所している児童が、弟・妹の出生により母（又は父）が取得した育児休業を出生児童が1歳半になる月を越えて取得することにより退園したのち、 <u>育休明けに再申請の場合</u> | +15 |
| 7 | 兄弟姉妹が <u>2園以上に在園し、同一園への転園申込</u> の場合 | +5 |
| 8 | 就労内定、就学・開業予定の場合 | -5 |
| 9 | 保護者が身体障害者手帳4級以上・精神障害者保健福祉手帳又は愛の手帳を所持し、1日4時間以上就労している場合 | +3 |
| 10 | 申込児を認証保育所、家庭的保育事業実施施設、定期的利用保育事業実施施設（週3日又は月12日以上かつ1日4時間以上利用）、企業内保育室、幼稚園等に、月極めで有償で預けていることを常態としている場合 | +5 |
| 11 | 直近3か月の平均勤務状況が、雇用契約等で定められた勤務の80%以下である場合 | -2 |
| 12 | 申込児の世帯に、申込児を含め、3名以上の就学前の児童がいる場合 | +1 |
| 13 | 配偶者控除対象者になっている就労者 | -3 |
| 14 | 6か月以上12か月未満の保育料の滞納がある場合 | -20 |
| 15 | 12か月以上の保育料の滞納がある場合 | -40 |

※ 「5・6・10」、「8・11・13」、「14・15」についてはそれぞれ重複適用はしない。

2 改定案

| 番号 | 条 件 | 調整指數 |
|---|---|------|
| 1 | 父母が不存在の場合（主たる保育者が祖父母等の場合） | +50 |
| 2 | ひとり親で、同居の親族・その他の人がいない場合 | +45 |
| 3 | ひとり親で、同居の親族・その他の人がいる場合 | +40 |
| 4 | 生活保護受給世帯 | +5 |
| 5 | 保護者が産休又は育児休業からの復職予定である場合 | +5 |
| 6 | 既に保育所及び地域型保育事業所を利用している児童が、弟・妹の出生により保護者が育児休業を取得することにより退園したのち、 <u>育児休業終了にともない再度利用を申し込む場合</u> | +15 |
| 7 | 兄弟姉妹が <u>それぞれ別の保育所又は地域型保育事業所に在籍し、いずれかが在籍している施設への転園を申し込んでいる場合</u> | +8 |
| 8 | 就労内定、就学・開業予定の場合 | -5 |
| 9 | 保護者が身体障害者手帳4級以上・精神障害者保健福祉手帳又は愛の手帳を所持し、1日4時間以上就労している場合 | +3 |
| 10 | 申込児を認証保育所、地域型保育事業所、定期的利用保育事業所（週3日又は月12日以上かつ1日4時間以上利用）、企業内保育室、幼稚園等に、月極めで有償で預けていることを常態としている場合 | +5 |
| 11 | 直近3か月の平均勤務状況が、雇用契約等で定められた勤務の80%以下である場合 | -2 |
| 12 | 申込児の世帯に、申込児を含め、3名以上の就学前の児童がいる場合 | +1 |
| 13 | 配偶者控除対象者になっている就労者 | -3 |
| 14 | 6か月以上12か月未満の保育料の滞納がある場合 | -20 |
| 15 | 12か月以上の保育料の滞納がある場合 | -40 |
| 新規 <u>申込児が地域型保育事業所から保育の提供を受けることを常態としている場合であって、当該事業所の卒園予定者である場合（4月入園時のみ適用。）</u> | | +15 |

※ 「5・6・7・10・新規」、「8・11・13」、「14・15」についてはそれぞれ重複適用はしない。